

平成 30 年 4 月 1 日

インターネットの利用に関する校内運用基準

ハノイ日本人学校

(本基準のねらい)

第 1 条 この基準は、「ハノイ日本人学校におけるインターネット利用に関する要綱」(平成 30 年 4 月 1 日)に基づき、ハノイ日本人学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターネットの利用のねらい)

第 2 条 児童・生徒及び教職員は、以下に掲げるような事項をねらいとしてインターネットを利用することができる。この他に新たな事項が発生した場合は、指導部で協議する。

- (1) 各教科や特別活動での学習。
- (2) 地域社会との連携。
- (3) P T A 活動。
- (4) 教職員の研修。
- (5) 国際理解教育の推進。
- (6) 日本や諸海外の学校・諸機関との交流。

(個人情報の保護)

第 3 条 インターネットで個人情報を送信する場合、生徒本人及び保護者等関係者の同意を前提とする。また、その範囲は、必要最小限度のものとする。

第 4 条 生徒及び教職員は、受信した個人情報を編集・加工しない。また、再発信しない。

(教職員による指導の徹底)

第 5 条 教職員は、著作権、知的所有権に配慮し、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、生徒の情報モラルの涵養を図る。第 6 条 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(禁止事項)

第 7 条 発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮して発信しなければならない。

第 8 条 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等、学校教育において望ましくない情報の送受信が行われないようしなければならない。

第 9 条 インターネットに接続したコンピュータの機能、公共のネットワーク、あるいはインターネットに支障を与えてはならない。

第 10 条 インターネットを通して得られた情報における知的所有権を侵害してはならない。

第 11 条 インターネットを通して商用その他営利活動をしてはならない。

第 12 条 個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。

(ホームページ上での基準の明記)

第 13 条 本基準をホームページ上で必ず明記するものとする。